

平成24年度 山梨県地域活性化促進事業費補助金 取り組み事例集



平成25年7月

山梨県

平成24年度 山梨県地域活性化促進事業費補助金 取組事例一覧表

【チャレンジ事業支援】

番号	団体名	事業名	頁
1	増富地域再生協議会	農村におけるシェアハウス事業	2
2	NPO法人黒平自然の森学校	黒平いきいき里山整備	5
3	NPO法人おおつきエコビレッジ	地域交流及び大月エコの里千本桜プロジェクト第7次推進事業	7
4	NPO 法人 山梨県ひとり親家庭自立支援センターひとり親ネット	ひとり親家庭の自立支援（就業支援） ひとり親家庭の交流及び相談	10

【協働促進事業支援】

番号	団体名	事業名	頁
5	ウエルネス南八ヶ岳農園	企業との交流をきっかけとする農村ビジネスモデルの構築	13
6	NPO 法人南アルプスファームフィールドトリップ	キッチンカーマルシェ事業	15
7	NPO 法人慢性疾患診療支援システム研究会	どこでも MY 病院推進 山梨大会	17

【資料】

山梨県地域活性化促進事業費補助金交付要綱・・・・・・・・・・ 19

地域活性化促進事業費補助金 取組事例

①

団体名	増富地域再生協議会
代表者名	小林忠雄
所在地	北杜市須玉町比志6438

1. 事業名	農村におけるシェアハウス事業
2. 実施期間	平成24年7月～平成25年3月
3. 補助金額	138,000円（事業費276,000円）
4. 事業概要	<p>農村での生活に興味を持ち、かつ将来的には農家にホームステイ・移住したい、都内の女子大生および社会人女性を募集してワークショップを実施しました。</p> <p>○増富の魅力発見!「自然の恵みを味わう」ワークショップ（9月29～30日） 野菜の収穫、収穫した野菜を使った料理づくりを通して、増富の高齢者と都市の若者の交流を深め、同時に、都市の若い女性から見た増富の魅力を探りました。</p>   <p>○そうだ修行をしよう!「増富修行体験」ワークショップ（10月20～21日） 増富ではかつて山岳修行が行われていたことから、若い女性向けの修行ツアーを実施できないかと考えました。都市で暮らす若い女性を募集し、修行を体験してもらうと同時に、地域の高齢者に精進料理を教えることで交流を深めました。</p>   <p>○増富ブックの制作 1年間の交流の様子を通して、増富の魅力を伝える「増富Book」を制作しました。この冊子は、都市の女子大生が増富で過ごすことで、地域のみなさんとの交流を深めて行く様子を描いています。最近の若い女性は単なる観光ではなく、体験型の滞在を望んでいます。増富の魅力と同時に、春夏秋冬どんな体験ができるのかを伝える小冊子になりました。</p>

	
<p>5. 得られた成果</p>	<p>モニターワークショップは有料で実施し、参加者の反応を検証しました。ワークショップは好評で、増富には都市の若い女性が求める要素が数多く存在することを実証できました。今回は若い女性を中心に実施しましたが、会社の研修でも利用したい、もっと本格的な修行を体験してみたいなどの要望をいただきました。また、この活動をきっかけに1名の若者が就農することになりました。高齢者率が60%を超える地域で若者の果たす役割は大きく、新たに移住を検討する若者が出てきました。懸念事項だった空き家利用も進みそうです。</p>
<p>6. 課題</p>	<p>ワークショップについては、料金設定・運営方法に課題が残りました。ターゲットに合わせて目的や内容を設定し、計画的に事業を進めたいと思います。また、今回の事業では空き家の活用もテーマの一つでしたが、住民の協力を得るのが難しかったことで計画を大幅に修正することになりました。空き家利用は地域活性化の中でも難易度の高い課題です。しかし、事業終了後に若者が就農することになり、新たに一軒の空き家を貸していただけることになりました。今後は、二地域居住をはじめ、なんらかの形で地域に関わりたい人に向け、早急に環境を整えたいと考えています。</p>
<p>7. 今後の展開</p>	<p>新規就農した若者が都市と地域を繋げる役割を担うことで、予想以上に都市と地域の交流が進んでいます。引き続き東京のNPO法人ハナラボとも協働しながら、まずは地域の課題と資源を洗い出し、身近な課題を解決しながら、大きな視点でチャレンジしたい若者が集まる地域になるよう、受け入れ体制を作って行きたいと考えています。</p>
<p>8. 補助制度に対しての意見・感想</p>	<p>計画通りに進まず苦労しましたが、補助制度を利用させていただいたことで、小冊子の制作やふとんの購入など、次の集客や利用に必要なものを手に入れることができました。引き続き利用できる補助制度などを紹介していただけると、事業の発展につながると思います。</p>

★ 団 体 紹 介 ★

○増富地域再生協議会

増富地域再生協議会は、多様な組織の持つ資源や知恵を結集し、北杜市の作成する地域再生計画の協議および実施を連携し進めることで、地域資源を活用した都市と農村の共生対流による地域活性化に臨むための協議会です。地域内にある9つの集落の平均高齢化率は63%と高く、さらに使われなくなった農地も全体の63%にまで上ります。この現況を何とか打破し、みんなが元気に暮らせる、活気溢れる地域づくりを目指して、住民、財団、NPO、北杜市が一丸となって増富地域再生協議会を立ち上げました。

Webサイト：<http://www.masutomi.org/>

○NPO 法人ハナラボ

社会課題の解決を通して女子大生のリーダーシップを育てています。女子大生の持つ強み「思わず共感してしまう力」「自由に発想を広げる力」「すぐに変化できる柔軟性」を活かして、課題発見・解決策の提案・アイデアの実行まで行います。2012年3月から増富地域をフィールドとして、女子大生が若者と高齢者の交流事業や、地域のブランディングに挑戦。本事業で紹介したワークショップや小冊子の制作も成果の一つです。

連絡先：03-6658-4418

e-mail：info@hanalabs.net

Webサイト：<http://hanalabs.net>

地域活性化促進事業費補助金 取組事例

②

団体名	NPO法人黒平自然の森学校
代表者名	理事長 猪股 秀男
所在地	甲府市黒平町13

1. 事業名	黒平いきいき里山整備
2. 実施期間	平成24年7月～平成25年3月
3. 補助金額	270,000円（事業費540,000円）
4. 経緯	山間集落・黒平は甲府市の最北部、標高1200mの高冷地。高齢化により急激に過疎化が進行し、耕作放棄地の増加、鳥獣害の発生、伝統的祭事の衰退、里山の荒廃などの深刻な状態が生じている。今後、山間集落はますます脆弱化していくと予想される。そこで、山のくらしの豊かさを守り、過疎化に悩む山間集落の未来を切り開き、「森を明るくし、元気な森づくり」の輪を広めることを目的として本事業を企画した。
5. 事業内容	<p>①耕作放棄地再生事業</p> <p>高齢化率と耕作放棄地の割合が8割を超える黒平地区。耕作放棄地を再生しみんなの農園開設。耕地づくり⇒種まき⇒草取り⇒収穫。グループを作り継続作業。作付け種類を決めて、農業指導員と共に栽培管理を行う。大豆、花豆、大根、ジャガイモ、もろこし、なめこ、しいたけ等特産品として促進する。</p> <p>②黒平2012ふれあい里山夏祭り事業</p> <p>澄み切った原生の野山を歩き、健康増進体験。森と水に感謝しながら、お盆の夏の宵、ふるさと夏祭りをみんなで楽しむ。お盆の里帰りの家族と大学生、若者と交流。集落の空き家に灯りがともり、大人も子供も一緒になって企画。</p> <p>③夏の自然体験教室事業</p> <p>夏休み家族ふれあい自然体験教室。地域の学校に呼びかけ、森で遊ぶ活動プログラム。環境教育の取組。豊かな自然があつてこそ可能となる。自然は最大の教育者、説得力ある教材を活用。黒平地区に活力を呼び戻す。</p> <p>④黒平いきいき里山整備・山の仕事体験事業</p> <p>手入れが行き届かなくなっている黒平周辺の里山整備、下刈り、間伐体験。「明るい森づくり」に挑戦。新しい燃料、ほかほか環境への関心を深める。</p> <p>⑤古民家改修・片づけ・清掃支援事業</p> <p>空き家になっている古民家を再生し「里山に泊まろう」体験。里山生活体験で、古き良き時代の生活に触れながら、地域活性化に取り組む。</p> <p>⑥山間集落の未来を考える市民フォーラム事業</p> <p>テーマ「山のくらしの豊かさを守るために」と題し、山間集落のくらしには都市にはない豊かさがある。山の暮らしを守り、過疎化に悩む山間集落の未来を切り開くために、みんなで考えるフォーラムを開催。</p>

<p>6. 事業成果</p>	<p>自然体験教室や無農薬野菜作りには県内外から会員やその知人が参加し、シーズンにはスタッフが対応に追われるほどの盛況ぶりであった。</p> <p>「緑の再生」に、多くの若者が集まり、湯村街づくり協議会や大学生と山間集落の交流が進み、耕作放棄地が楽しい農園によみがえらせた。</p> <p>こうした背景は集落と都市住民のネットワークとの交流を進めたことが原動力となった。また、新聞、テレビなど各方面の報道機関に取り上げて頂いた事や、地域活性化事業費補助の支援を受けたことが、情報発信の場にも大きな効果があった。小さな活動の「点」が里山の整備により、緑のつながりの「線」さらに、森づくりの「面」にと広がりを見せてきた。今後は現在までの成果と実績を踏まえて、地域活性化事業に取り組んでいきたい。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">耕作放棄地再生・ジャガイモ収穫 もろこし収穫・小さな種がこんなに！</p>
<p>7. 課題</p>	<p>事業開始当初、地元の人たちは無関心で、その目的や理念を実現するにはいかに難しい事か痛いほど思い知らされました。それでも、「地域は誰のもの」と強い信念をもって呼びかけ、汗をかいてきました。里山には原風景や伝統文化など宝物がいっぱいある。あらゆる可能性を見つけ、体制の整備と成長のために熟度を上げていきたい。NPO活動の社会的使命を果たすため、時々原点に立ち戻り、活動の方向性に「ぶれ」がないかどうかの確認をしながら、「世代交代のための育成」に努め、活動の質が低下しないように前進を図る。</p>
<p>8. 今後の展開</p>	<p>「森づくり教室」の充実に努め、新たな山間集落のあり方や振興策について英知を結集し、地域における自主的な取り組みに対して支援していくことが必要である。関係機関や団体との連携や協働体制をつくっていきたい。</p>
<p>9. 補助制度に対する意見（感想）</p>	<p>補助金制度は大変ありがたいと感じています。制度の継続はNPO法人の活動を大きくバックアップしていると感じますが、予算の変更申請や実績報告での金銭面での差額などもう少し幅があるとより活用しやすくなるのではないかと感じました。</p>

★ 団 体 紹 介 ★

自然とともに生きる知恵や技術をはぐくんできた山間集落の暮らしには都市にはない豊かさがあります。黒平を愛する大人から子供まで幅広い年齢層を対象に、広く自然の中で体験活動や環境教育等を通して、人材育成及び過疎高齢化が抱える深刻な課題に対する調査研究や施策提言、また、地域活性化を目指す住民活動支援その担い手育成等の事業を行い、里山再生、まちづくり、環境保全に寄与することを目的としています。

地域活性化促進事業費補助金 取組事例

③

団体名	NPO法人おおつきエコビレッジ
代表者名	理事長 佐々木 利行
所在地	大月市富浜町鳥沢6193

1. 事業名	地域交流及び大月エコの里千本桜プロジェクト第7次推進事業
2. 実施期間	平成24年7月～平成24年12月
3. 補助金額	225,000円（事業費450,000円）
4. 経緯	<p>事業の目的</p> <p>1) 「大月エコの里、秋の収穫祭」を開催し、中山間地の再生状況を都市と地域にアピールし、併せて地域交流により活性化を図る。</p> <p>2) 設立当初より進めている「千本桜プロジェクト」の早期達成のため、第7次（本年度）で60本（春と秋2回）を目指す。</p> <p>収穫祭と桜植樹祭の同時開催をメイン行事とし、平成24年10月28日（日）に実施する。尚、「千本桜プロジェクト」は、昨年迄に約600本植え付けられているが、年間60本植樹目標とする。</p>
5. 事業内容	<p>平成24年10月28日（日）実施に向け下記事業を行う。</p> <p>1) 収穫祭へ向けての農作業 5月より10月迄、作物栽培（エコの里農園で、延べ100人）</p> <p>2) 植栽予定地の間伐と草刈環境整備 7月より10月迄、環境整備（エコの里山、延べ100人）</p> <p>3) 広報活動 大月市広報紙及びHP、ポスター、チラシ作成配布</p> <p>4) 収穫祭当日 ・収穫物の展示販売・パン焼き体験・焼き芋体験・うどん打ち体験・焼きそばづくり販売・等エコの里広場で会員と来園者で200人を参加予定</p> <p>5) 桜植樹祭当日 ・記念プレートの贈呈式・現地植え付け・記念撮影・軽食振る舞い 50人を予定</p> <p>6) 記念コンサート ・八王子ビックバンド来演演奏</p> <p>7) 備品・消耗品・事務用品等購入</p> <p>8) おつけちゃん、おつ太郎の大月ゆるキャラ来園出演</p>

6. 事業成果

「大月エコの里秋の収穫祭と桜植樹祭」をメイン事業として、中山間地の再生と活用状況を地域と都市住民にアピールし、地域の活性化を図ることが目的であり、毎年秋の収穫祭を拡大して「千本桜プロジェクト」の早期達成を目指して同時開催とした。10月28日(日)当日は朝から小雨が降り、あいにくの天候となり、設営にも苦勞しましたが、桜植樹も30本プレートがつき、春の30本と併せて60本の目標を達成出来ました。来場者も会員を含め100名を超えるほど集まり、体験試食販売コーナーも盛況でした。コンサートや、ゆるキャラの登場も場を盛り上げました。又、大月短大の地域実習生も大勢参加し実習体験が行われました。7月から準備が始まり、祭当日まで約3ヶ月の間、夫々の役割分担による作業で会員の結束が図られました。又、この祭を通して都市住民の皆様と地域の皆様との交流が出来、地域活性化の一助になったと考えられます。

- ① 環境保全型農業及び里山再生への取り組みが促進された。
- ② 都市と農山村の住民相互交流による、地域活性化が図れた。
- ③ 大月市東部での桜の名所実現による地域観光の目玉が出来る。

農作物の収穫に感謝して、翌年の豊作を祈念します。

桜の記念植樹
プレート付き
長寿祝い、結婚祝い、
風生日などに！

収穫祭
大月エコの里
10月28日(日) 午前10時より

体験コーナー
様々な体験が
楽しめます。

販売コーナー
新鮮な野菜、
果物、お米、
など。

コンサート
ワグネルズ
のライブ

お食事
おにぎり、
お弁当、
など。

主催/NPO法人 大月エコビレッジ ●お問い合わせ先：大月080-5029-3239まで

大月市と大月市エコの里。農産物と自然
体験学習を通じて、都市住民との交流で
地域の活性化を図ります。

人と花と美りの里
大月市エコビレッジ
〒439-0202 大月市東部町東部6193
URL: <http://www17.ocn.ne.jp/~otokacco>



7. 課題

NPOとしての会員の高齢化と資金の脆弱さで、自己資金による事業が厳しい状況であり、補助金や助成金の充実拡大による施策を活用し継続して組織運営で活力を生み出したい。

8. 今後の展開	<p>「千本桜プロジェクト」の早期達成へ努力し、大月東部地区が桜の名所となり、観光拠点として認知されることを願い、又、有休農地再生による里山中山間地の維持保全のモデルとして継続的な活動を実施し、都市と農村の交流の場所となるよう、益々地域の活力を發揮させることを目指します。</p>
9. 補助制度に対しての意見（感想）	<p>①大変有難い補助金制度ですが、補助率50%では自己資金がないと申請出来ないこと。 ②資金使途について、人件費に充当出来ないので、もう少し柔軟にして欲しい。</p>

★ 団 体 紹 介 ★

平成16年12月に構造改革特区に認定された「大月エコの里」を大月市から借り受け、①里山の再生と保全 ②環境保全型農業の推進 ③都市と農山村との共生、交流による地域の活性化を目指して組織された。30年余り放置された山林と農地を再生保全と維持するために賛同する人々を集め個々の技能を提供又は習得出来る場所とした。農地は体験農園や貸し農園として活用。山林地区は間伐や除草を行い桜やツツジを植栽し、来園者憩いの場所作りをしている。活動施設として ①農地約4ha ②山林約6ha ③管理棟1棟 を所有。平成17年国土交通省より「関東の富士見百景」に認定された。又、県の地産池消大会で優良活動部門で表彰された。現在会員数80余名ですが、会員の固定化、高齢化より 若年層の会員を募集しています。



NPO法人 おおつきエコビレッジ

〒409-0502

大月市富浜町鳥沢6193

TEL・FAX 0554-26-5160

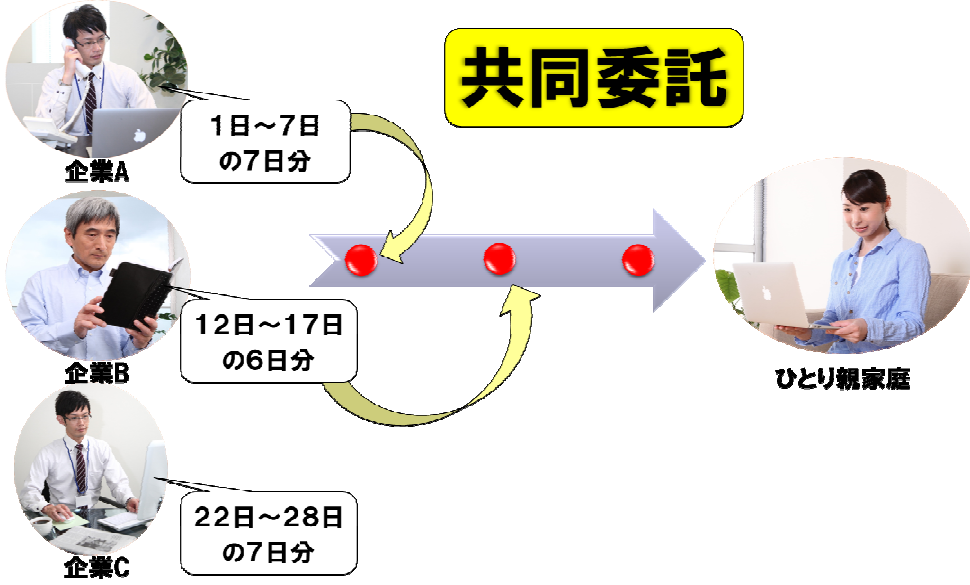
メール ootsuki-2525eco@kind.ocn.ne.jp

URL <http://www17.ocn.ne.jp/~otsukieco>

地域活性化促進事業費補助金 取組事例

④

団体名	NPO 法人 山梨県ひとり親家庭自立支援センターひとり親ネット
代表者名	佐野 臣功
所在地	甲府市中央2丁目4番2号

1. 事業名	ひとり親家庭の自立支援（就業支援） ひとり親家庭の交流及び相談
2. 実施期間	平成24年8月～平成25年3月
3. 補助金額	695,000円（事業費1,390,000円）
4. 経緯	<p>ひとり親家庭は家事や育児と就業を両立させなければならないが、その就業条件は9時～17時・土日祝日休みというものから企業などで雇用してもらうことが難しいため、経済的に困窮している世帯が多く貧困率は50.8%を超えており、行政からの経済支援を頼りに生活している。</p> <p>ひとり親家庭が経済的に自立することで子ども達の福祉の向上が実現できるためひとり親家庭の自立支援とりわけ就業支援を行う。</p> <p>就業支援は、社会貢献性が極めて高く地元地域の企業などと密接な関係があり、本来的に第三の公共としての事業が馴染むため、行政との協働事業として行い、県内の各種法人やひとり親家庭に周知する。</p>
5. 事業内容	<p>1. ひとり親家庭から業務発注先開拓の営業代行事業 2. 各種法人等から業務受託先開拓の営業代行事業 (1. 2を合わせて共同委託と名付ける事業)</p> 

3. ひとり親家庭のイベント交流および各種相談事業

そりすべり、料理教室 2 回、バーベキュー



6. 事業成果

1・2 就業支援について

ひとり親家庭は、個人情報から自ら提示することに躊躇する傾向が強いため、会員募集を行ううえで困難を極めた。

行政の協力を得るうえで、協働事業でなくチャレンジ事業であることについて疑問を抱かれたため、全面的な協力を得るに至っていない。

しかし、独自ルートで協力者を開拓し、現時点では、様々な場面でチラシの配布に協力してもらっている。

また、企業に対しては、経済団体の協力を得ることに成功し、企業向けのチラシを配布できるようになった。

それぞれの募集を行うルートが確立できてきたため、今後は、実際に仕事を委託してくれる企業と仕事を引き受けるひとり親家庭のマッチングを中心に進める方向性が見えてきた。

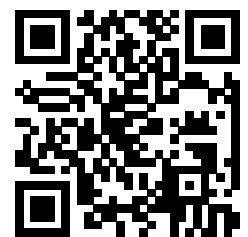
	<p>3 イベント交流・相談について</p> <p>インターネットによる交流だけでなく、実際に会って交流できるようになってきたので、一度きりの交流でなく、その後のつながりができてきており、会員間の交流が深まってきている。</p> <p>また、会員が小さいイベントを企画できるようになってきたので、今後の展開も期待できるようになった。</p> <p>ホームページ上に、会員限定の掲示板機能を入れたのだが、これはログインしないとみることすらできない仕様にしたため、安心して深い内容の相談がなされており、会員間で回答しあっている。</p> <p>本事業がなければ、設立して1年でここまで発展できなかった。 非常に有り難い事業であった。</p>
<p>7. 課題</p>	<p>ひとり親家庭を所管する行政機関（県福祉保健部や甲府市など）の協力を得ることに非常に時間が割かれた。</p> <p>この原因は、「協働事業でないから」などと直接的な表現があったことから、事業に関連する行政機関の協力を得るためには、チャレンジ事業よりも協働事業のほうが良いと感じた。</p> <p>今年度は、会員募集のルート開拓が最優先だったため、来年度以降は、実際に仕事を出してもらうこと、実際に仕事を引き受けてもらうこと、によって事業収入を得られるようにしなければならない。</p>
<p>8. 今後の展開</p>	<p>業務委託による就業支援だけでなく、雇用したいというニーズもあったため、職業紹介事業ができるように営業許可を取得できるようにする必要がある。</p>
<p>9. 補助制度に対する意見（感想）</p>	<p>この補助制度がなければ全く進めることができなかったことは明白であり、とても有り難いものであった。</p> <p>ただ、補助金全般に言えることだが、使途として人件費に使えないこと、1/2を自己負担することは、NPO 法人としては厳しい。</p> <p>年度末に新しい公共の事業を連発して予算を使うのであれば、その分を分配したり、人件費に使えるようにしたり、もっと有効に使ってほしいと真に願いたい。</p>

★ 団 体 紹 介 ★

ひとり親家庭を税金で助けられる側から税金を払えるようになって社会を支える側へシフトさせることを目指しています。

協力団体

・ 県商工会連合会、県中小企業団体中央会、県経営者協会
 県法人会連合会、甲府商工会議所、県小児科医会、県歯科医師会
 県薬剤師会、甲府市医師会、県、甲府市、甲斐市、昭和町
 甲府市内全保育園、甲府市自治会連合会など



地域活性化促進事業費補助金 取組事例

⑤

団体名	ウエルネス南八ヶ岳農園
代表者名	清水信夫
所在地	北杜市高根町五町田1665

1. 事業名	企業との交流をきっかけとする農村ビジネスモデルの構築
2. 実施期間	平成24年7月～平成24年12月
3. 補助金額	201,000円（事業費402,000円）
4. 協働のパートナー	山梨県農政部農業技術課（担い手対策室）
5. 事業概要	<p>1) 北杜市高根町五町田は、かつて養蚕と米で生計を建ててきた地域だったが、生糸の下落、米価の値下げなどで農業が疲弊したことで、地域の若者離れが進み、田畑が耕作放棄されつつある典型的な山梨県内の農村となった。しかし、先人が残した貴重な田畑と自然風景、地域の伝統文化を残さなければならない、という地域の強い意志と、山梨県農政部が実施している企業と農村を結びつける事業である「やまなし企業の農園づくり」の方向性が有効的にリンクし、農村との活動を社会貢献事業として希望する東証1部上場企業で、首都圏近郊で主に子育て世帯向けのマンション販売と、約7000戸のマンション管理をしているフージャースコーポレーションと提携し、地域の再活性化を図ることになった。</p> <p>2) 具体的活動として、手植えした稲の生育状況観察と管理、ジャガイモ、トウモロコシ、カボチャなどの野菜の播種、地域の川の生態調査、播種した野菜・稲の収穫作業、収穫物の食味と感謝祭のほか、餅つき大会、山梨県内の伝統食の「ほうとう」の手作り体験・実食、地元出身で日韓の親善に貢献した浅川伯教・巧兄弟の資料館館長を招いて講演会を開催など、地域の多面的な側面をPRして地域への理解を深めてもらった。</p>
6. 得られた成果	事業の実施によってフージャースコーポレーション社員に農業、地域への理解を深めてもらいことができた。来年度は同社が管理しているマンションの住民に対して直接アプローチをする。手始めに、同社が管理しているマンションの住民同士のコミュニケーションの活性化を図るために開催しているマンション自治会ごとのイベントにウエルネスのメンバーが加わり、餅つき大会や野菜の直売助を開設してイベントを盛り上げると同時に、ウエルネス南八ヶ岳農園に対する関心を高めてもらい、八ヶ岳南麓の農業振興と自然環境保護に首都圏在住の方々に参加してもらうことを直接PRする場づくりができた。
7. 課題	ウエルネス南八ヶ岳農園のメンバーは約10名に対するフージャースコーポレーションが管理するマンションの世帯数は7000余戸。対応できる受け入れ体制づくりが課題。

8. 今後の展開

山梨県農政部農業技術課（担い手対策室）と連携しながら、南八ヶ岳山麓全体の農家に呼びかける。

★ 団 体 紹 介 ★

ウエルネス南八ヶ岳農園は、山梨県北杜市高根町五町田山西地区の農家が集まり、地域の保全と活性化、健康づくりの推進を、農業と食を通して図っていく事を目的としています。

代表 清水信夫

住所 408-0017 山梨県北杜市高根町五町田 1665


TEL/FAX 0551-47-3375

E-Mail shimizu@wellness-southyatugatake.com

地域活性化促進事業費補助金 取組事例

⑥

団体名	南アルプスファームフィールドトリップ
代表者名	小野 隆
所在地	山梨県南アルプス市西野1202

1. 事業名	キッチンカーマルシェ事業
2. 実施期間	平成24年7月15日～平成25年3月31日
3. 補助金額	825,000円（事業費1,650,000円）
4. 協働のパートナー	山梨県庁県民生活・男女参画課
5. 事業概要	<p>キッチンカーをリース方式で借り上げ、その車両を使い県内各地のマルシェ・イベントに参加し、キッチンカーを活用しながら地元農産物を利用した物販をおこなう。同時に、企業の農園参加団体の交流クラブなどに呼びかけ、キッチンカーと一緒にマルシェに参加することで、各団体の参加費用を低減し、より収益性を持たせながら告知活動を行う。また農業体験メニューの会場にキッチンカーを用意し、条件的に食事環境を整える事がむずかしい農場などでも食事を提供できるようなモデルを提案し、幅広い場所で企業の農園の取組みができる仕組みを作る。</p> 
6. 得られた成果	<p>遊休農地や果樹園ではキッチンカーを導入し農園での販売に取り組み、キッチンカーでの農場での活用が有効であることが確認できた。</p> <p>関心のある団体にキッチンカーを利用してもらい、イベント時など場所の都合で食事の提供ができない場合に利用できると好評を得た。</p>
7. 課題	周知を徹底し利用者の拡大を図ることで、必要とされる団体が気軽に利用できるように努める。
8. 今後の展開	農場での販売促進に要望のある農家・農業法人に向けキッチンカーの活用を推進していきたい。
9. 補助制度に対する意見・感想	当初、県外マルシェへの活用を想定していたが、今回補助事業内容が県内の活動に限るということで、県内でしか利用できなかったことは大変残念だった。

★ 団 体 紹 介 ★

NPO 法人ファームフィールドトリップでは地域の農産物を利用した農業活性化活動を行っております。地元のフルーツを利用したジャムやお菓子などの農産加工をおこない、それらの加工品は道の駅やパーキングエリア、県内外で行われるマルシェやイベントなどで販売しております。

その他にも障害者と農業を組み合わせた遊休農地解消事業として、農業法人や障害者団体と協力し牛やヤギを利用した畑の整備、獣害対策も行っております。また震災を機に南アルプス市にある遊休農地を「までい牧場」と名付け福島県飯舘村から飯舘牛を保護し地域のボランティアさんたちと一緒に牛の飼育も行っております。

また地元の子育て支援 NPO と協働し、地場のフルーツや農産物を使い親子で学び・楽しめるイベント“食育探検隊”も開催しております。



地域活性化促進事業費補助金 取組事例

⑦

団体名	NPO 法人慢性疾患診療支援システム研究会
代表者名	理事長 塚原 重雄
所在地	中央市下河東 1 1 1 0

1. 事業名	どこでも MY 病院推進 山梨大会
2. 実施期間	平成 24 年 9 月 9 日
3. 補助金額	591,000 円 (事業費 1,182,000 円)
4. 協働のパートナー	山梨県福祉保健部医務課
5. 経緯	これまで医療機関の中でのみ利用されてきた医療情報を、医療サービス受益者たる個人（患者）が、自らの医療・健康記録として保有し管理活用することを実現するのが、内閣府を中心に立ち上がった「どこでも MY 病院構想」（自己医療・健康情報活用サービス）である。この構想を発展させることにより、現在増加の一途をたどり、全国平均を上回る爆発的増加傾向を示す山梨県内の糖尿病患者の診療における問題点解決に役立てるため、山梨県内の医療関係者、行政関係者、企業関係者を一堂に集め、具体的な取り組みを始めるもの。山梨県が全国に先駆けて活動することで、全国に「どこでも MY 病院」の仕組みが構築され、国民が自ら健康を守る意識付けや活動が実施されることを期待し、国の構想の実現に寄与したい。
6. 事業内容	<p>どこでも MY 病院推進 山梨大会開催 場所：かいてらす 日時：平成 24 年 9 月 9 日</p> <p>■ 基調講演 1 IT 戦略における医療情報化の検討 ～「どこでも MY 病院」糖尿病記録の検討について～ 内閣官房情報通信技術（IT）担当室 内閣参事官 有倉 陽司</p> <p>■ 基調講演 2 糖尿病をモデル疾患とした「どこでも MY 病院構想」 東京慈恵会医科大学名誉教授、 「どこでも MY 病院」糖尿病記録に関する作業部会座長 田嶋 尚子</p> <p>■ 基調講演 3 今後の医療におけるどこでも MY 病院の在り方 東京医科歯科大学 難治疾患研究所教授 田中 博</p> <p>■ シンポジウム：どこでも MY 病院における糖尿病患者の管理</p>



<p>7. 事業成果</p>	<p>「どこでもMY病院構想」及び、山梨県における医療情報連携システムとして既存の「慢性疾患診療支援システム」について理解を深めていただき、県内における糖尿病診療の問題点を解決に導くべく、より強固な連携を構築する契機となった。また、山梨県では治療に課題を持つ糖尿病治療が多いこと、今後患者数がさらに増加する可能性が高いことなどから、積極的な連携の取り組みが必要なことをあらためて認識することができた。さらに、糖尿病患者の歯科疾患として、歯周病の頻度が高く、歯の健康対策としては歯周病が最も重要であること、すでに歯科医師会の中で歯周病に対する取り組みを開始していること、今後多領域の医療関係者と連携を推進していく予定であることが発表され、その後の糖尿病診療と歯科診療の強固な連携構築のきっかけになった。最後に救命救急における医療連携の意義とその必要性についての有用性も発表され、全体を通し、山梨県内における「どこでもMY病院」の姿が浮かび上がった。</p> <p>現在の医療が抱える課題と解決には患者も参画した連携が必要であるとの共通認識が関係者の間に出来上がりつつあると思われる。また、山梨県（医務課）と協働することにより、広く県内の医療機関への周知が図られるなど、効果的な事業遂行が可能となった。</p>
<p>8. 課題</p>	<p>どこでも My 病院の推進には課題も多くあることが確認され、今後はどこでも My 病院構想の課題を解決し多領域の関係者が患者と協力して実際の臨床に役に立つ活用を進めていくことが重要と考えられる。</p> <p>今後も引き続き山梨県にご協力をいただき、県内の医療機関の参加を強力に進めて行くとともに、山梨県におけるどこでも My 病院構想実現に向けての仕組みづくりを具現化して行きたい。</p>
<p>9. 今後の展開</p>	<p>すでに構築されている「慢性疾患診療支援システム」のより使いやすいシステムに向けてのバージョンアップを実施するとともに、県民や医療機関により多く活用されるよう説明会等を開催する。</p>

★ 団体紹介 ★

私ども研究会は、保健医療福祉サービスの効率化、適正化を目的に、山梨県内を中心とした医療機関がITを使って情報共有することで相互に連携する「診療連携システムの構築」を進めております。

更に患者ご本人とご家族が積極的に診療に参加する“医療者と患者の連携”のため、患者さん自身が自分のデータを管理できるシステムも進めております。

診療支援ネットワーク

データセンター

自治体

患者

薬局

診療所・病院

地域福祉施設等

地域中核病院

山梨県地域活性化促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県地域活性化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、NPOなど営利を目的としない民間団体と県との協働を推進するとともに、民間団体が地域の課題を自主的に解決していく事業や活動（以下「事業等」という。）を支援することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる団体は、次の要件全てに該当する営利を目的としない民間団体とし、法人格の有無を問わない。

- (1) 山梨県内に事務所を有し、かつ県内を中心に活動していること
- (2) 10人以上で構成されていること

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) まちづくりの推進を図る事業等
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業等
- (3) 環境の保全を図る事業等
- (4) 教育・文化・スポーツの振興を図る事業等
- (5) 国際化の推進を図る事業等
- (6) 地域の安全を図る事業等
- (7) その他地域の活性化に資するものと知事が認める事業等

(補助区分、補助率、補助限度額等)

第5条 補助区分は、次のとおりとする。

- (1) チャレンジ事業支援

先進性、継続性、事業効果の広域性などがある新規事業等に対する支援

- (2) 協働促進事業支援

行政課題・社会的課題に対し、NPO等民間団体と県が対等な立場で、共通の目的を持って、ひとつの事業を協力して実施することにより相乗効果が期待される事業等に対する支援

- (3) 安全・安心なまちづくり事業支援

地域ぐるみの防犯活動を通じて、犯罪の起こりにくいまちづくりを行う事業等に対する支援

2 補助率は、補助対象事業費の1/2以内とし、補助金額の千円未満の端数は切り捨てる。

3 補助回数は、1団体1回限りとする。ただし、第1項(2)の協働促進事業支援については、この限りではない。

- 4 補助限度額は、チャレンジ事業支援及び協働促進事業支援については、100万円とし、安全・安心なまちづくり事業支援については、30万円とする。
- 5 補助対象事業費が、チャレンジ事業支援及び協働促進事業支援については、30万円未満の事業等は補助の対象としない。安全・安心なまちづくり事業支援については、10万円未満の事業等は補助の対象としない。
- 6 補助対象経費は、別表のとおりとする。
- 7 行政機関、財団法人、民間企業など他の機関から助成を受ける事業等は、補助の対象としない。ただし、安全・安心なまちづくり事業支援に該当する事業等で市町村から助成を受ける事業等については、この限りではない。

(募集)

第6条 募集は、別に定める募集要項により行う。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の期日までに、山梨県地域活性化促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 収支予算書（様式第1号の3）
- (3) 団体調書（様式第1号の4）
- (4) 会員名簿
- (5) その他知事が必要と認めるもの

(調査)

第8条 知事は、前条の書類を受理し、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

(審査)

第9条 審査は、一次審査（書類等）及び二次審査（選考委員会）により行う。

2 選考委員会の審査方法については、別に定めるものとする。

(補助金の交付決定)

第10条 知事は、前条の審査に基づいて、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(補助事業の変更等)

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付の決定を受けた後、次の各号の一に該当する場合は、予め事業内容変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止し又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（ただし、補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合を除く。）をしようとする場合

(3) 交付決定を受けた補助金の額に変更をきたす場合（ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の20%以内を減額する場合を除く。）

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告書)

第12条 補助事業者は、補助事業終了後又は廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第4号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第4号の2）
- (2) 収支決算書（様式第4号の3）
- (3) 経理関係書類（領収書の写し）
- (4) その他知事が必要と認めるもの

2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業の終了日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、第12条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第14条 補助金の交付については、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、交付決定額の1/2を限度とし、概算払いとすることができる。

2 概算払いを受けようとする補助事業者は、概算払い請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から第1項で定める期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年5月14日から施行する。
- 2 山梨県地域づくり推進事業助成金交付要綱（平成2年7月17日施行）は廃止する。
- 3 共生のまちづくり塾開催事業費補助金交付要綱（平成10年7月16日施行）は廃止する。
- 4 この要綱の施行前に、山梨県地域づくり推進事業助成金の交付を受けた者は、第5条第1号別表の起業化支援の補助を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に山梨県地域活性化促進事業費補助金交付要綱に定めた起業化支援の交付を受けた者は、第5条第3項の規定にかかわらず、補助回数を2回限りとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第5条第3項に規定する補助回数は、平成17年度以前に山梨県地域活性化促進事業費補助金の交付を受けた回数を算入しない。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(別表) 補助対象経費

食糧費、事務費・人件費等の経常的な運営費及び研修旅費並びに恒久的施設の維持・整備費を除く、次に掲げる事業等に要する経費とする。

科 目	内 容
謝 金	演奏者、講師、アドバイザーなどへの謝礼等
旅 費	演奏者、講師、アドバイザーなどへの旅費等
消耗品費	舞台、看板などの飾り付け用品、食材などの材料、チラシ印刷用紙、封筒、競技・イベントなどの消耗品の購入費等
印 刷 費	パンフレット、ちらし、ポスター、賞状、報告書などの印刷費等
修 繕 費	事業目的を達成するために必要不可欠な備品等の修繕費
借 上 料	音響、照明などの機器、会場、自動車、縫いぐるみなどの用具の借上代等
郵送運搬費	事業等に係る郵送料、機器の運搬費等
保 険 料	イベント等の保険等
備品購入費	事業目的を達成するために必要不可欠な備品の購入費。ただし、1件あたり10万円以内とし、総額20万円以内とする。
その他知事が事業実施に必要と認める経費	

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
T E L
印

平成 年度山梨県地域活性化促進事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県地域活性化促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 種 別 チャレンジ事業支援
協働促進事業支援
安全・安心なまちづくり事業支援
- 3 事業計画書 (様式第1号の2)
- 4 収支予算書 (様式第1号の3)
- 5 団体調書 (様式第1号の4)
- 6 会員名簿
- 7 その他添付書類

事業計画書

事業名	
<p>①事業の目的（地域の課題等を明確にしたうえで記載してください）</p> <p>②事業の概要（詳細は別紙に記載してください）</p> <p>③期待される事業効果（事業の成果、他地域への波及効果などを記載してください）</p> <p>④次年度以降の事業展開</p> <p>【チャレンジ事業支援の場合】</p> <p>⑤新規事業のモデル性など</p> <p>【協働促進事業支援の場合】</p> <p>⑤県と協働する必要性</p> <p>⑥県と協働することによる相乗効果</p> <p>⑦事業の役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の役割 ・ 県の役割 	

※ 用紙が足りない場合は適宜追加してください。

※ 参考となる資料がある場合は別に添付してください。

事業の詳細、実施方法、実施スケジュールなどを記載してください。

個別事業名	事業の詳細	実施期日	実施場所	参加人数

※ 団体等の年間事業全体ではなく、補助対象となる事業のみを記載してください。

収 支 予 算 書

○収入の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
合 計			

○支出の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
合 計			

- ※ 団体等の年間予算ではなく、申請に関わる事業収支のみを記載してください。
- ※ 支出の部〔科目〕欄には、別表補助対象経費の科目を記入してください。

様式第1号の4

団 体 調 査 書

団 体 名			
代 表 者	氏名	年齢	歳
	住所 〒		
	電話	ファックス	
主たる事務所の所在地 または、事務担当者連絡先	1 事務所（事務担当者）あり 住所 〒 電話 連絡者 職・氏名 2 代表者に同じ ファックス		
設立年月日	年 月 日（活動歴 年）		
団体の目的			
会 員 等	個人会員	名（年会費	円）
	法人会員	名（年会費	円）
	年間会費収入		円
活 動 実 績	平成 年度	平成 年度	平成 年度

※活動内容がわかるパンフレット・チラシ類、総会資料等があれば添付してください。

第 号
平成 年 月 日

殿

山梨県知事 印

平成 年度山梨県地域活性化促進事業費補助金の交付決定について（通知）

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについては、山梨県補助金等交付規則及び山梨県地域活性化促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり交付決定します。

なお、補助対象事業費の決算額が山梨県地域活性化促進事業費補助金交付要綱第5条第5項に規定する金額を下回った場合には、補助金を交付しませんので、御留意ください。

交付決定額 円

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
T E L
印

平成 年度山梨県地域活性化促進事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

（※変更の場合：交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。）

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
T E L
印

平成 年度山梨県地域活性化促進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定の通知のあった補助事業について、その実績を次のとおり報告します。

- 1 事業報告書 (様式第4号の2)
- 2 収支決算書 (様式第4号の3)
- 3 その他添付書類

事業報告書

個別事業名	事業の詳細	実施期日	実施場所	参加人数
<p>◇事業の成果及び今後の取り組み</p>				

※事業の成果は、次の点に着目して記載してください。

【チャレンジ事業支援】の場合は、地域課題への成果

【協働促進事業支援】の場合は、協働の成果

【安全・安心なまちづくり事業支援】の場合は、防犯活動の成果

収 支 決 算 書

○収入の部

単位：円

科 目	予 算 額(A)	決 算 額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合 計				

○支出の部

単位：円

科 目	予 算 額(A)	決 算 額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合 計				

※ 支出の部〔科目〕欄には、別表補助対象経費の科目を記入してください。

第 号
平成 年 月 日

殿

山梨県知事 印

平成 年度山梨県地域活性化促進事業費補助金の額の確定について（通知）

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあったこのことについては、山梨県地域活性化促進事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

確 定 額 円

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
T E L
印

平成 年度山梨県地域活性化促進事業費補助金概算払い請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業について、次のとおり補助金の概算払いを請求します。

1 概算払い請求額 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既 概 算 交 付 額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今 回 概 算 請 求 額 ④	備 考

3 概算払いの理由

4 支払い方法

- (1) 銀行名 銀行 支店
- (2) 預金種別 (当座・普通)
- (3) フリガナ
口座名義
- (4) 口座番号 No.

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
T E L
印

財産処分承認申請書

平成 年度山梨県地域活性化促進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、山梨県地域活性化促進事業費補助金交付要綱第16条第2項の規定により、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類